

令和7年度 新潟県立糸魚川高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）はどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ等防止の対策のために、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめ等を見逃さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「糸魚川高等学校いじめ等防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

いじめ等の定義（「いじめ等防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ等」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

重大事態の定義（「いじめ等防止対策推進法 第 28 条」より）

- 一 いじめ等により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめ等により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条の2

この条例において「いじめ等類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

Ⅰ 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ等防止委員会（定期開催）」と「いじめ等認知対応委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- 生徒の心身の状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の助言も得ながら、学校と医療機関、保護者との連携を進めます。また、必要に応じ警察と連携します。
- いじめ等を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 発達支持的生徒指導

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指します。
- 生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにします。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育成します。
- 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促します。

3 課題未然防止教育

- 頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけに努めます。
- 心理教育の視点を取り入れ、生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりします。
- いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることが重要であると捉えます。
- 担任がいじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させます。
- 法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶことや、法律の専門家と連携して、法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を育成します。

4 課題早期発見対応

- 生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せ、生徒の表情・ホームルームの雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知していきます。
- 家庭や関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げます。

5 困難課題対応的生徒指導

- 早い段階から、SC・SSWを交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的な視点から組織的対応を進めていきます。
- ①アセスメント（いじめの背景や被害生徒の傷つきの程度、加害の背景等）を実施します。
- ②アセスメントに基づく、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針等をプランニング
- ③被害生徒及び保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得ます。
- ④指導・援助プランを実施します。
- ⑤モニタリング（3か月を目途に丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告、心理状態の把握等）
- 問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築いていきます。

平成26年 4月 1日制定
平成29年 4月 1日改訂
平成31年 1月29日改訂
令和 4年 1月24日改訂
令和 5年 4月 1日改訂
令和 6年 4月 1日改訂